

衆議院議員提出法律案（一件）

3	番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
		国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	内閣委員長 (六〇二二三)	六〇二二三	六〇二二三	付託 六〇二二三 可決	付託 六〇二二三 可決	

日本体育・学校健康センター法案（第百二回国会閣法第一八号）

要旨

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図る観点から、国立競技場と日本学校健康会を統合し、それらの業務を総合的に推進することにより体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、日本体育・学校健康センターを設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、法人とすること。

二、役員

三、運営審議会

センターに、役員として、理事長、理事（常勤五人以内、非常勤三人以内）及び監事二人以内（常勤一人、非常勤一人の予定）を置くこと。

三、運営審議会

センターに、理事長の諮問機関として、三十五人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。

四、業務

センターは、国立競技場及び日本学校健康会の業務を承継し、次の業務を行うこと。

1 その設置する体育施設及び附属施設を運営するとともに、これらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。

2 義務教育諸学校の管理下における児童・生徒の災害

につき、災害共済給付を行うこと（高等学校、高等専門学校、幼稚園又は保育所の管理下における生徒、学生等の災害についても、災害共済給付を行うことができる。）。

3 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

4 体育、学校安全及び学校給食に関して、調査研究、資料の収集・提供及び普及充実に関する業務を行うこと。

5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

6 文部大臣の認可を受けて、目的達成に必要な業務を行うことができること。

7 センターは、右に掲げる各業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができること。

五、財務、会計及び監督等

センターの財務、会計、監督等について、一般の特殊法人の例にならない所要の規定を設けること。

六、その他関係法律について所要の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合して新たに日本体育・学校健康センターを設立し、体育の振興と児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において先国会に継続審査となり、去る十一月十四日可決、本院に送付されたものであります。

委員会におきましては、統合の利点と今後の運営方針、学校保健教育の充実、学校災害の防止と給付業務の適正化、学校給食における民間委託のあり方、学校給食承認物資の縮小と物資経理からの人件費支出の是非、国立競技場の整備充実、体育研究研修センター構想の具体化等スポーツ振興策、ドラフト制度の高校野球への影響などの諸問題について、参考人を呼び意見を聴取するなど熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局、討論に入りましたところ、日本社会党を代

表して粕谷委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る各派共同の提案に係る附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会閣法第八二号）

要旨

本法律案は、人口の高齢化の進行等社会情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、私立学校教職員共済組合の組合員等についても、国公立学校の教職員と同様に、国民年金の基礎年金制度を適用するとともに、共済年金については基礎年金の上乗せとしての報酬比例年金とする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

二、長期給付の給付額の算定基礎となる平均標準給与月額とは、組合員であつた全期間の平均の標準給与の月額とすること。

三、長期給付の支給等については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の該当規定を準用し、左のとおりとすること。

1 共済年金の年金額は、厚生年金と同様の算定方式による厚生年金相当部分の年金額とその二割に相当する職域年金相当部分の年金額を合算した額とすること。

2 共済年金の支給開始年齢は、経過措置を短縮して昭和七十年から六十歳とすること（本則は六十五歳）。

3 退職共済年金に加給年金制度及び低所得者に対する在職支給制度を設ける等の措置を講ずるほか、公的年金の併給調整の実施、所得制限の強化等を行うこと。

4 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後その額をいわゆる通年方式により算定した額に改定することとするが、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。

5 年金額の改定方式については、消費者物価による自動スライド制を採用すること。

四、長期給付に要する費用は、使用者としての学校法人等と組合員とが折半して負担することとし、国は基礎年金拠出金の三分の一を補助すること。

五、標準給与の最高額を四十六万円から四十七万円に引き上げること。

六、国民年金法等関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

七、この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

年金額の改定の要素に賃金を加え、職域年金相当部分の支給要件を緩和し、及び本法施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額の方法について調整措置を講ずる旨の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となっており、議案のうち、文教委員会で議了いたしました二案につきまして、委員会審査の経過

及び結果を御報告いたします。

まず私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、私立学校教職員共済組合の組合員等についても、国民年金における基礎年金の制度を適用するとともに、長期給付の支給要件、支給額、年金額の改定方法等については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の關係規定を準用し、給付水準の適正化等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根総理大臣の出席を求めて、内閣、地方行政、農林水産の三つの常任委員会と連合審査会を開くなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑といたしましては、公的年金制度一元化のスケジュール、基礎年金の水準と国庫負担の在り方、婦人の年金権の確立、私学共済の経理状況と今回の改革が与える影響、平均標準給与月額の方法その他長期給付に関する諸般の問題点が取り上げられましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを採決により決した後、柳川委員よ

り、自由民主党・自由国民会議及び民社党・国民連合を代表して、年金額の改定要素に賃金を加え、職域年金相当部分の支給要件を緩和するとともに、平均標準給与月額の設定方法に関する調整措置を講ずる旨の修正案が提出されました。なお、本修正案に対し、政府から止むを得ない旨の意見が述べられました。

引き続き討論に入り、原案及び修正案について、日本社会党を代表して粕谷委員から反対、自由民主党・自由国民会議を代表して杉山委員から賛成、公明党・国民会議を代表して中西委員から反対、民社党・国民連合を代表して関委員から賛成、日本共産党を代表して吉川委員から反対の討論が行われました。

次いで採決の結果、自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案及びその修正部分を除く原案は、賛成多数をもつて可決され、よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、八項目からなる附帯決議が行われました。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、国民の文化的でゆとりある生活を実現し、

明日への英気を養うため、その前日及び翌日が「国民の祝日」に当たるときは、その両日には含まれた日すなわち五月四日を休日にしようとするものであります。ただし、この日が日曜日または振替休日に当たるときは、当然にその適用を行わないことといたしております。

なお、本法律案は、衆議院内閣委員長の提出にかかるものであります。

委員会においては、別に質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、国民のゆとりある生活を実現し、明日への英気を養うため、連続して休暇をとることができるよう、前日及び翌日が「国民の祝日」になる日（五月四日）を休日としようとするものである。ただし、その日が日曜日または振替休日に当たるときは、適用を除外するものとする。

この法律は公布の日から施行する。

委員長報告

四八ページ参照